

様式第 1 号

競争入札参加資格確認申請書

令和 7 年（2025 年） 月 日

熊本市上下水道事業管理者（宛）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和 7 年（2025 年）3 月 5 日付けで公告のありました次亜塩素酸ソーダ 令和 7 年度（2025 年度）単価契約に係る一般競争入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）
- 2 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 3 号）（熊本市に本店又は支店、営業所等を有する場合に限る。）

競争入札参加資格審査調書

1 入札案件名

次亜塩素酸ソーダ 令和7年度（2025年度）単価契約

2 競争入札参加資格要件

次の(1)～(10)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)から(10)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

(1) 熊本市物品競争入札（見積）に係る参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条の参加資格者名簿に登載されている者又は熊本市上下水道局物品競争入札（見積）に係る参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第6条の参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。

(5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局から熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者が認めるものでないこと。

(9) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

(10) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たす者であること。

【事業協同組合として入札に参加する場合のみ記入】

業務を担当する組合員名 ※ 業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち1組合員でも(5)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。	
---	--

(裏面に続く)

令和7年（2025年） 月 日
申請者
住所
商号又は名称
代表者職氏名

【連絡担当部署】

部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
電子メール			

水道料金等滞納有無調査承諾書

次亜塩素酸ソーダ 令和 7 年度（2025 年度）単価契約に係る一般競争入札に伴い、熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納の有無を調査されることを承諾します。

熊本市上下水道事業管理者（宛）

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

契約①

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

契約②

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

契約③

（使用住所） 熊本市
（使用者名義）

水栓番号 C D						世代		

（料金課確認欄）

申請者 滞納なし ・ 滞納あり ・ 該当なし

上記のとおり確認しました。

令和 年（ 年） 月 日
料 金 課 長